

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

### クルーズ船から移送されて入院された方の退院時の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より格段のご協力を賜り、御礼申し上げます。令和2年2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」に乗船中、入院加療が必要となり、検疫法(昭和26年法律第201号)第5条第3号の規定に基づく検疫所長の許可を受けて下船し、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第19条及び第20条の規定に基づき入院されている方(以下「患者」という。)の退院時において、検疫法第5条第1号の規定に基づく「上陸許可証」の受領を患者が希望する場合の医療機関の取扱いにつきまして、下記のとおりとしました。つきましては、貴管内の関係医療機関に対し、下記の取扱いについて周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、感染症法第19条及び第20条の規定に基づかない入院患者の退院時の取扱いについては、別添のとおり横浜検疫所に事務連絡を发出しておりますので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。2月18日一部改正)に定める退院基準を満たして患者が退院する際に、患者が横浜検疫所の作成する「上陸許可証」(参考1)の受領を希望するか確認すること。

#### <希望する場合の手続き>

- ・退院基準を満たしたことについて横浜検疫所検疫衛生課に電話で報告した上で、定められた様式(別添1)を用いてFAXで必要な事項を送付する。
- ・横浜検疫所検疫衛生課より、FAXにより当該患者の「上陸許可証」を受け、退院時に手交する。

連絡先：横浜検疫所検疫衛生課

電話番号 045-274-8881 FAX番号 045-201-2256

以上

検疫法第5条第1号に基づく上陸許可について  
Approval of Disembarkation  
according to Article 5 (1) of the Quarantine Act of Japan

令和2年 月 日 / , 2020

(※整理番号 / ID)		
氏名 / Name		
生年月日 / Date of Birth		
乗客名簿上の部屋番号 / Room number on the manifest		
ウイルス検査実施日時 / Date and time of virus test	<i>Date (time)</i>	<i>Date (time)</i>
検査結果 / Test result	<i>陰性 / negative</i>	<i>陰性 / negative</i>

2月3日に横浜港に寄港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に乗船していた上記の者は、新型コロナウイルスに感染したものの、適切な治療を受け、ウイルス検査で2度の陰性が確認されました。

したがって、新型コロナウイルスに感染しているおそれがないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受け、検疫法第5条第1号に基づき本邦に上陸を許可された者であることを証明します。

This is to confirm that the person above has been onboard the cruise ship Diamond Princess which had arrived at Yokohama Port on February 3<sup>rd</sup>. The person was infected with COVID-19, but has been tested twice negative for the virus after receiving appropriate treatment.

Yokohama Quarantine Office hereby certifies that the person above has been permitted to disembark and enter Japan according to Article 5 (1) of the Quarantine Act of Japan as the Director of the Station has confirmed that the person above poses no risk of infection of COVID-19.

横浜検疫所長 本馬 恭子

Yasuko Honma

Director, Yokohama Quarantine Station

横浜検疫所長 宛

## 上陸許可証の交付にあたっての連絡事項

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」に乗船し、新型コロナウイルス感染症に罹患した者又は無症状病原体保有者として本院に入院している下記の患者について、患者が上陸許可証の受領を希望しているため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）における退院基準を満たし退院することを貴所に連絡します。

## 記

患者氏名：\_\_\_\_\_

性別：\_\_\_\_\_

生年月日：\_\_\_\_\_

退院予定日：令和2年 月 日

## PCR 検査結果：

1回目：検体採取日時\_\_\_\_\_月 日 時 陰性

2回目：検査採取日時\_\_\_\_\_月 日 時 陰性

記載日 \_\_\_\_\_令和2年 月 日

担当医師 \_\_\_\_\_

医療機関名 \_\_\_\_\_

医療機関電話番号 \_\_\_\_\_

医療機関住所 〒 \_\_\_\_\_

医療機関 FAX 番号 \_\_\_\_\_

&lt;連絡先：横浜検疫所検疫衛生課&gt;

電話番号 045-274-8881

FAX 番号 045-201-2256